

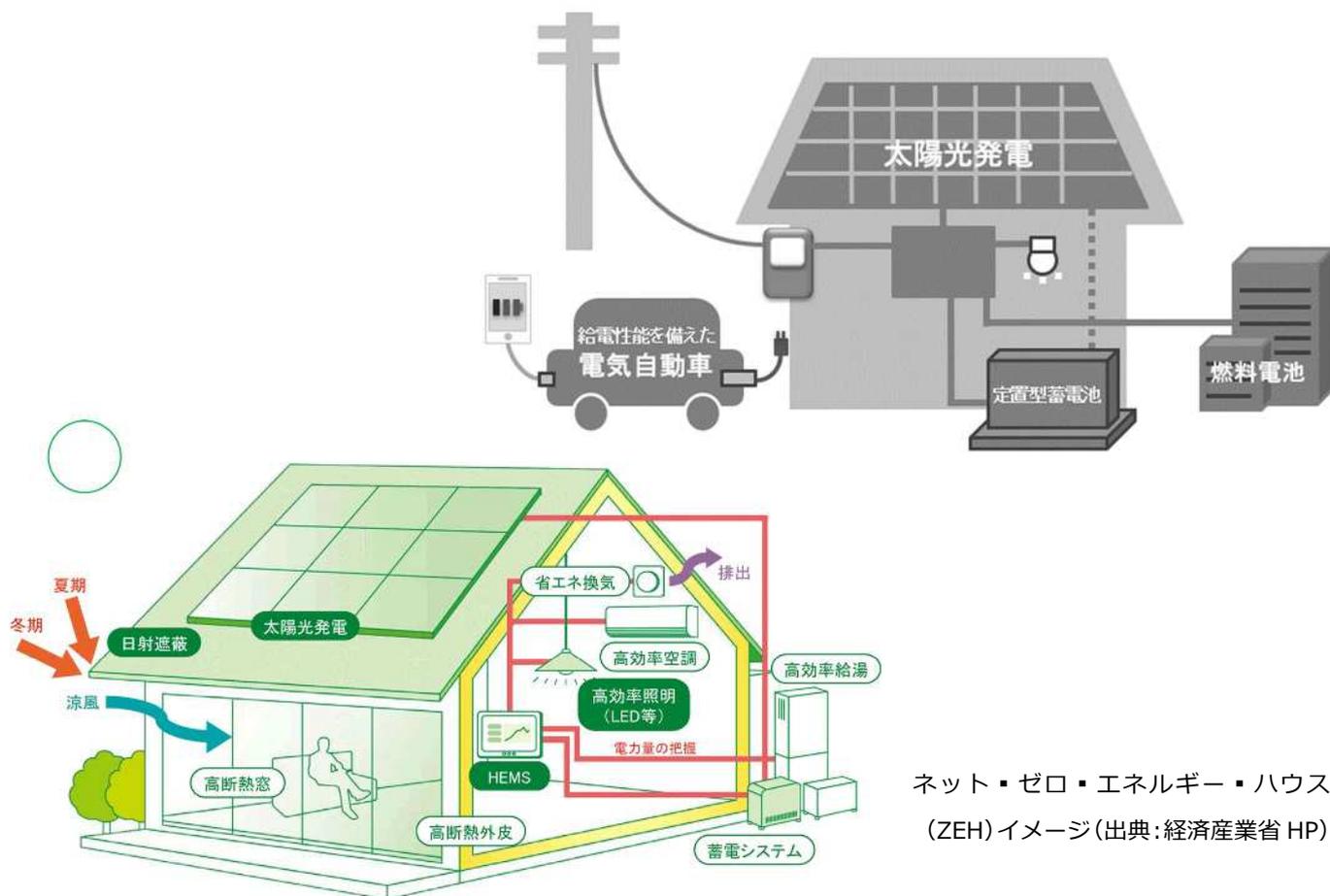
令和7年4月1日～令和8年3月31日までに機器導入に係る契約をした方が対象



令和7年度 宇都宮市 家庭向け脱炭素化促進補助金



申請の手引き



宇都宮市では、脱炭素社会の実現や災害に強い安全・安心なまちづくりの推進を目指し、再生可能エネルギーや自立分散型エネルギーの普及を図るため、住宅用太陽光発電システムや蓄電池等の導入を推進しています。

宇都宮市 環境部 環境創造課

(R7.VER.1.0)



宇都宮市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

目次

1. おねがい(家庭向け脱炭素化促進補助金を申請される皆様へ)	2
2. 補助制度の概要	3
(1) 補助対象機器・補助額	3
(2) 補助対象者(主な要件)	4
(3) 補助対象機器の主な要件	4～6
(4) ZEH・LCCM住宅の補助対象区域について	7
3. 補助金申請の流れ	8
4. 申請方法	9
(1) 交付申請兼実績報告(申請者作成)	9～11
交付申請兼実績報告の際の提出書類	12～19
(2) 交付請求(申請者作成)	20
(3) 交付決定通知書の送付・補助金の支払(宇都宮市の手続き)	21
5. 処分の制限について	21
6. よくあるご質問(FAQ)	22～28

1. おねがい

家庭向け脱炭素化促進補助金を申請される皆様へ

この冊子は、令和7年度宇都宮市家庭向け脱炭素化促進補助金の申請に関する手引書です。申請に当たっては、補助金交付要綱を必ずご確認ください。

また、令和5年度補助金※¹、令和6年度補助金※²は別途手引きを用意しておりますのでご参照ください。

※1 令和5年4月1日～令和6年3月31日までに補助対象機器の導入に係る契約を締結した方が対象

※2 令和6年4月1日～令和7年3月31日までに補助対象機器の導入に係る契約を締結した方が対象

補助金の申請をされる方は、以下の注意事項を十分ご確認くださいの上で申請を行っていただきますようお願いいたします。

【注意事項】

- 提出いただいた申請書類の返却は行いませんので、提出する書類は、必ず写し（コピー）を取り、控えとして保管しておいてください。
- 申請書類を記入するときは、文字を消すことができる筆記用具（鉛筆、フリクションペンなど）は使用しないでください。
- 以下の場合、補助金の交付決定を取り消したり、補助金の返還を求めたりすることがあります。
 - ① 書類に虚偽があった場合
 - ② 不正な手段による申請等があった場合
 - ③ 宇都宮市補助金等交付規則及び補助金交付要綱に違反した場合
- 交付要綱は年度内に変更する場合がありますので、ご注意ください。



太陽光発電システムの普及に伴い、購入時の消費者トラブルも増加しています。また、蓄電池や燃料電池（エネファーム）などの購入につきましても、複数の会社から見積りを取るなど、耐用年数や価格を確認した上で契約されるようお願いいたします。

【令和6年度からの主な変更点】

	令和6年度	令和7年度
補助対象機器	Z E H 太陽光発電システム（基本額・既築加算） 定置型蓄電池 燃料電池 給電性能を備えたB E V H E M S ※ ¹	Z E H ・ <u>L C C M住宅※¹（新）</u> 太陽光発電システム（基本額・既築加算） 定置型蓄電池 燃料電池 給電性能を備えたB E V H E M S

※¹建設時、運用時、廃棄時において出来るだけ省CO₂に取り組み、さらに太陽光発電 などを利用した再生可能エネルギーの創出により、住宅建設時のCO₂排出量も含めライフサイクルを通じてのCO₂の収支をマイナスにする住宅

2. 補助制度の概要

(1) 補助対象機器・補助額

補助対象機器	補助額 (千円未満切り捨て)	備考
ゼッチ ZEH・ エルシーシーエム LCCM住宅	20万円/件	<ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域又は地区計画区域のいずれかを含む区域のみ対象(P.7 参照) ・Nearly ZEH, ZEH Oriented は補助対象外 ・太陽光発電システムとの同時申請不可
太陽光発電システム (基本額)	1万円/kW (上限8万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・補助額は太陽光パネルの公称最大出力値の合計出力(kW)あたりの金額 ・ZEHとの同時申請不可 ・リース, PPAモデルでのご契約の場合, 法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することが確認できれば補助の対象となります。
太陽光発電システム (既築加算)	2万円/kW (上限16万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・補助額は太陽光パネルの公称最大出力値の合計出力(kW)あたりの金額 ・FIT認定を受けない場合は, 余剰電力は市が認定する環境価値を市域に帰属する事業者に販売すること ・ZEHとの同時申請不可
定置型蓄電池	2万円/kWh (上限20万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・補助額は, 定格容量(蓄電容量)kWhあたりの金額 ・太陽光発電システムを導入後に申請
燃料電池 (エネファーム)	2万円/件	
給電性能を備えたBEV	20万円/件	<ul style="list-style-type: none"> ・国CEV補助金対象の電気自動車であり, かつ給電性能(ACまたはDC外部給電機能)を有していること ・残価設定型クレジット, リースモデルでのご契約の場合, 法定耐用年数の期間満了まで使用することが確認できれば対象となります。
ヘムス HEMS	1万円/件	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム, 定置型蓄電池を既に設置していること

(2) 補助対象者 (主な要件)

自ら居住する目的で、補助対象機器が付属した市内の住宅を新築もしくは購入する者又は自ら居住する市内の住宅において補助対象機器を設置する者で、以下のいずれにも該当する者

- 補助対象事業に係る住宅の場所に住所を有し、住民基本台帳法により記録されていること
- 市税を滞納していないこと
- 本市の補助制度において過去に同一の補助対象経費に係る補助金を本人又は同一世帯の者が受けていないこと
- 「宇都宮市暴力団排除条例」に規定する暴力団または暴力団員でないこと
- 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに補助対象機器の導入に係る契約を締結していること
- 市の「みやCO2バイバイプロジェクト」に参加すること（太陽光発電システムを今回新たに設置する方、または2年以内に設置している方（電力の買取期間起算日から2年経過していない方）のみ対象 ※県太陽光補助金、脱炭素先行地域づくり事業補助金（家庭向け）受給者は対象外）（下記参照）

○ みやCO2バイバイプロジェクトとは

市民の皆さまが設置した太陽光発電で生み出したCO2削減量（環境価値）を売買可能な価値（クレジット）にして企業などに販売し、得られた収益を使って、市内で活動する学生団体への支援等を行うものです。詳細については以下の市HPのリンクをご覧ください。



みやCO2バイバイプロジェクト（J-クレジット制度の取組）

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/kankyō/1034538/ondanka/1005269.html>

※「みやCO2バイバイプロジェクト」は、他の温室効果ガス排出削減事業と同時に参加することができないため、既に他の温室効果ガス排出削減事業（住宅メーカー等が行っているものを含む）に参加している方は、その事業への参加を取りやめ、新たに「みやCO2バイバイプロジェクト」に参加していただくこととなります。

(3) 補助対象機器の主な要件

① ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）・LCCM（エルシーシーエム）住宅

- 居住誘導区域又は地区計画区域のいずれかを含む区域において、ZEHまたはLCCM住宅を新築、購入又は改修すること。
- ZEHにおいては、国が策定したZEHロードマップにおける「ZEHの定義」を満たす住宅であること。

- L C C M住宅においては、一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター（I B E C s）によるL C C M住宅認定を受けた住宅であること。
- Z E H住宅またはL C C M住宅の引渡完了日が令和7年4月1日以降であること。
- Nearly ZEH、ZEH Oriented については補助対象外

② 太陽光発電システム

【共通】

- 太陽光モジュールを利用することにより太陽光を受けて発電するシステムであって、発電した電力が、当該システムが設置される住宅において消費されるよう配線されていること。
- 当該システムの電力の買取期間起算日が令和7年4月1日以降であること。ただし、自家消費型については系統連系開始日が令和7年4月1日以降であること。
- 太陽光モジュールの増設・施設改修・付替等でないこと。
- 中古品又は自作品でないこと。
- 集合住宅にシステムを設置する場合は、自ら居住する部分のみシステムに係る電力受給契約を電力会社と締結すること。
- リースモデル、オンサイトP P Aモデルにより導入し、契約期間が法定耐用年数より短い場合には、再契約により法定耐用年数期間満了まで継続的に使用すること又は契約終了後、申請者本人の所有物になることが確認できれば補助の対象とする。
- 脱炭素先行地域の対象区域にお住まいの方を対象とした「脱炭素先行地域づくり事業補助金（家庭向け）」の太陽光発電システムに対する補助を受けていないこと。

【既築加算】

- 設備導入に係る契約締結日が、登記簿謄本に建物の登録がされた日以降であること又は住宅に対する課税がされた日以降であること。
- F I T 認定を受けない場合は、余剰電力を市が認定する環境価値を市域に帰属する事業者※に販売すること。

※ 「うつのみや再エネ地産地消小売電気事業者認定制度登録制度」登録事業者のこと。
登録事業者については市HPをご確認ください。（市HPページID：1035798）

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/kankyo/1034535/1035798.html>

③ 定置型蓄電池

- 停電時に太陽光発電システムから直接充電でき、分電盤を介して住宅に電気を供給できるものであること。
- 補助の要件を満たす太陽光発電システムを設置していること。
- 蓄電ユニットの増設・施設改修・付替等ではないこと。
- 補助対象機器に対して発行されている保証書の保証開始日が令和7年4月1日以降であること。
- 脱炭素先行地域の対象区域にお住まいの方を対象とした「脱炭素先行地域づくり事業補助金（家庭向け）」の定置型蓄電池に対する補助を受けていないこと。

④ 燃料電池（エネファーム）

- 都市ガス・LPガスを燃料として使用し、発電・排熱利用を行うシステムであること。
- 当該機器に対して発行されている保証書の保証開始日が令和7年4月1日以降であること。
- 当該機器の改修また付替等でないこと。

⑤ 給電性能を備えたBEV

- 国が実施する補助金交付事業の補助対象車種であり給電性能を有すること。※¹
 - 四輪以上の自動車であり、その自動車検査証において燃料の種類に電気と記載されていること。
 - 当該自動車に対し発行されている自動車検査証の車両登録日が令和7年4月1日以降であること。また、車両登録年月日と初度登録年月の年月が一致していること。
 - 当該自動車に対し発行されている自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」が申請者であること。ただし、割賦により購入し、車両の所有者が異なる場合には、「使用者の氏名又は名称」が申請者であることとし、割賦払い終了後に申請者へ所有権が移行されることが確認できれば対象とする。また、残価設定型クレジットまたはリースモデルにより購入し、車両の所有者が異なる場合には、法定耐用年数期間満了まで使用することが確認できれば補助の対象とする。
 - 当該自動車に対し発行されている自動車検査証に記載されている「車両の所有者の住所」と申請者の住民票に記載されている住所が一致していること。但し、割賦、残価設定型クレジットまたはリースモデルにより購入する場合には、本文中「車両の所有者の住所」とあるのは、「車両の使用者の住所」と読み替えるものとする。
- ※¹外部給電機能（車載コンセント等により、電化製品等への電力の供給が可能なもの）が標準装備、又はメーカーオプション設定で装備した車両のみが補助対象
- 残価設定型クレジット、リースモデルにより購入し、契約期間が法定耐用年数よりも短い場合には、再契約により法定耐用年数期間満了まで継続的に使用すること又は契約終了後、申請者本人の所有物になることが確認できれば補助の対象とする。

⑥ HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）

- 住宅内の電力使用量を計測し、電力使用状況が表示できるものであること。
- 住宅内の電力使用を調整するための制御機能を有しているものであること。
- 太陽光発電システム、定置型蓄電池を既に設置していること。
- 補助対象機器に対して発行されている保証書の保証開始日が令和7年4月1日以降であること。
- 当該機器の改修また付替等でないこと。

(4) ZEH・LCCM住宅の補助対象区域について

◎ ZEH・LCCM住宅に係る補助金の補助対象区域は以下のとおりです。

① 「宇都宮市立地適正化計画」で定める居住誘導区域

② 既に地区計画を定めている区域

- 篠井ニュータウン地区計画区域（下小池町地内）
- 宝木新里ニュータウン地区計画区域（宝木本町及び新里町地内）
- フラワーニュータウン三向宝木地区計画区域（宝木本町及び新里町地内）
- 城西ニュータウン地区計画区域（田野町，田下町及び大谷町地内）
- グッドライフタウン氷室地区計画区域（氷室町地内）
- さつきタウン奈坪地区計画区域（中岡本町地内）
- 緑の丘金井久保地区計画区域（中岡本町地内）
- 白沢学舎の郷地区計画区域（白沢町地内）
- スマイルタウン奈坪地区計画区域（中岡本町地内）
- ハーモニータウン東岡本地区計画区域（東岡本町地内） 等

③ 「市街化調整区域の整備及び保全の方針」等で定める地域拠点や小学校周辺において地区計画を定めた区域

①のエリアについて

①のエリアについては、「宇都宮まちかど情報マップ」をご確認ください。

(https://www.machi-info.jp/machikado/utsunomiya_city/)

(QRコードも掲載していますが、PCからのご利用を推奨しています)

手順1 宇都宮まちかど情報マップを開き、『▷利用内容』の『地図を見る』をクリック

手順2 画面左側の『操作ツール』⇒『▽地図切替』⇒『マップ切替』の選択メニューから、
下から10番目にある『立地適正化計画に係る誘導区域』を選択

手順3 画面上側の『住所から探す』を選択し、対象の住所地を入力し
『検索』を選択後『→』を選択。対象の住所地が、オレンジ色の面に
含まれていれば『居住誘導区域』に該当します。



②, ③のエリアについて

②, ③のエリアについては、宇都宮まちかど情報マップ上の「宇都宮市都市計画情報マップ」をご覧ください。(https://www.machi-info.jp/machikado/utsunomiya_city2/city_plan/gis-toshi.html)

手順1 宇都宮市都市計画情報マップを開き、利用条件に『同意する』で検索画面へ

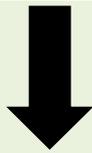
手順2 検索画面左側の『操作ツール』⇒『▽表示設定』のチェックボックスから、
下から3番目にある『地区計画区域』にチェックを入れます。
(他のチェックボックスはチェックを外してください。)

手順3 画面上側の『住所から探す』を選択し、対象の住所地を入力し『検索』を選択後『→』を選択。
対象の住所地が、青色の斜線の面に含まれていれば『地区計画区域』に該当します。



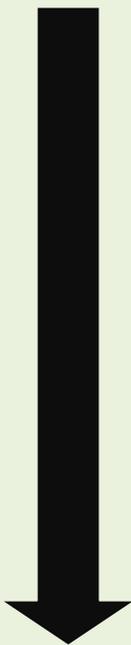
3. 補助金申請の流れ

契約の締結



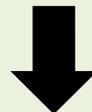
事業完了

(各設備の設置・導入)



申請

(交付申請兼実績報告書提出)



補助金額の決定
補助金の交付



補助金の受領

支払い時期は、実績報告書等を提出してから概ね2か月後です。

事業完了日	
ZEH・LCCM 住宅	ZEH 住宅・LCCM 住宅の 引き渡しが完了した日
太陽光発電システム (基本額)	電力会社との電力受給を開始した日 (買取期間起算日) ※
太陽光発電システム (既築加算)	電力会社との電力受給を開始した日 (買取期間起算日) ※
定置型蓄電池	設置工事が完了し保証が開始された日 (保証開始日)
燃料電池	設置工事が完了し保証が開始された日 (保証開始日)
給電性能を備えたBEV	自動車検査証に記載された登録年月日
HEMS	設置工事が完了し保証が開始された日 (保証開始日)
※自家消費型については、系統連系日	

【提出書類】

- ① 交付申請兼実績報告書 (様式第1号)
- ② 実績報告書 (様式第1号 その1～その5)
- ③ その他添付書類
- ④ 交付請求書 (様式第2号)
- ⑤ みやCO2バイバイプロジェクト申込書類
(太陽光発電システムを今回設置される方、または、
過去2年以内に設置された方のみ)
※ 県太陽光補助金受給者は対象外

【申請期限】

補助対象機器ごとの事業完了日から起算して

1年を経過した日 (土日祝日、年末年始※の場合は、その前の開庁日) までです。

※12月29日～1月3日

4. 申請方法

(1) 交付申請兼実績報告（申請者作成）

●申請の時期

補助対象機器を自宅に導入し、機器毎に定める事業が完了した後、申請期限内に必要な書類を提出してください。

※ 交付申請兼実績報告書の提出日時点で、設置する住宅の所在地に住民登録をしていること、市税（市県民税、固定資産税、国民健康保険税等）を滞納していないことが必要です。

●事業完了日

補助対象機器	事業完了日
① ZEH・LCCM住宅	ZEH住宅・LCCM住宅の引き渡し完了日
② 太陽光発電システム	電力会社との電力受給を開始した日（買取期間起算日）※
③ 定置型蓄電池	設置工事が完了し保証が開始された日（保証開始日）
④ 燃料電池(エネファーム)	設置工事が完了し保証が開始された日（保証開始日）
⑤ 給電性能を備えたBEV	自動車検査証に記載された登録年月日
⑥ HEMS	設置工事が完了し保証が開始された日（保証開始日）

※自家消費型については、系統連系日

●申請期限

補助対象機器別に定めた**事業完了日**から起算して**1年を経過した日**（土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）の場合は、その前の開庁日）まで申請が可能です。

事業完了日	申請期限	注意事項
令和7年4月1日～	事業完了日から1年を経過した日	<ul style="list-style-type: none">・期限日が土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）の場合は、その前の開庁日が申請期限となります。・提出書類に不備がある場合は、原則受け付けできません。

★ 期限内に交付申請兼実績報告書等の申請書類が提出されない場合は、補助金の交付が受けられなくなりますので、ご注意ください。

●提出方法

【窓口での提出】

申請者本人または使者（申請者からの依頼を受けて申請書を提出する人）が、宇都宮市環境創造課の窓口（市役所12階）に必要書類を提出してください。

- ▶ 受付開始：令和7年4月1日（火曜日）
- ▶ 受付場所：宇都宮市役所本庁舎12階 環境創造課窓口
- ▶ 受付時間：8：30～17：15 月曜日から金曜日（祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）

※ **申請書類はホチキス留めせずにご提出ください**

【郵送等による送付】

配達日が確認できる方法（簡易書留、配達記録が確認できる郵送サービス等）で送付してください。

- ▶ 到着日が申請期限（P.9）を過ぎている場合は、補助の対象外となります。
- ▶ 配達日が確認できない方法で郵送された場合は返送します。

なお、返送にかかる費用は別途ご負担ください。

- ※ **電子メールやFAXによる提出はできません。**
- ※ **送付した書類に不備があった場合、受付できません。**

（不備書類を提出していただくことで、受付可能となります。）

※ **申請書類はホチキス留めせずにご提出ください**

【宇都宮市電子申請共通システムからの申請】

宇都宮市電子申請共通システムから申請が可能です。

詳しくは、次ページ（P.11）「●電子申請について」をご確認ください。

なお、申請の際にメールアドレスを登録していただきますが、申請内容に不備等がある場合、原則登録されたメールアドレス宛に連絡いたしますので、連絡可能なアドレスを登録していただきますようお願いいたします。

※ **5月中旬から受付開始予定**

家庭向け脱炭素化促進補助金を申請する皆様へのお願い

交付申請兼実績報告書については、記載内容や添付書類など、確認項目が多いため、審査に時間を要します。窓口へ来られる場合は、時間にゆとりを持ってお越しいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

●電子申請について（5月中旬から受付開始予定）

- ・宇都宮市電子申請共通システムから補助金の申請ができます。
- ・電子申請による提出を希望される方は、下記 URL または QR コードから利用者情報の登録及び申請をお願いします。
- ・宇都宮市電子申請共通システムのご利用には、あらかじめ利用者の新規登録が必要です。
- ・申請内容に修正等がある場合、登録されたメールアドレス宛に連絡しますので、連絡可能なメールアドレスを登録してください。

手順1 宇都宮市電子申請共通システムを開き、「申請できる手続き一覧」から「個人向け手続き」を選択

※ 事業者による代理申請の場合は「事業者向け手続き」を選択

手順2 手続き一覧の中から「令和7年度家庭向け脱炭素化促進補助金」を選択

※ 申請する補助対象機器申請用の各フォームをご選択ください

手順3 申請情報を入力

手順4 申請完了後、マイページにて申請状況を確認できます。



・宇都宮市電子申請共通システム

(<https://lgpos.task-asp.net/cu/092011/ea/residents/portal/home>)

交付申請兼実績報告の際の提出書類

●必要書類一覧

※全ての提出書類は申請者本人の名義としていただく必要がありますのでご注意ください。

共通（全ての補助対象機器）

【交付申請兼実績報告】

- 様式第1号 交付申請兼実績報告書
- 様式第1号（その1～その6）実績報告書 ※申請する補助対象機器ごとに作成

【交付請求】

- 様式第2号 交付請求書
- 振込先となる通帳の写し ※P.20 参照



添付書類（補助対象機器別）

（P.13～P.19 参照）



「みやCO₂パイパイプロジェクト」申込書類

（太陽光発電システムを今回設置される方、または、過去2年以内に設置されている方のみ対象

※ 県太陽光補助金、脱炭素先行地域づくり事業補助金（家庭向け）受給者は対象外

- みやCO₂パイパイプロジェクト参加申込書（様式第1号）
- 参考様式（写真貼付用）
以下、2点を添付してください。
 - 累積**発電**電力量がわかる、太陽光のモニター画面等の写真
 - 累積**売電**電力量がわかる、スマートメーター等の写真※ 詳しい写真の撮り方は、参考様式（写真貼付用）記載例を参照
- 電力会社が通知または発行する購入電力量のお知らせの写し等

【蓄電池を併設している場合】

- 蓄電池の型式及び仕様等が確認できる書類（蓄電池のパフレット等）



市長が必要と認める書類

（必要に応じて提出をお願いする場合があります。）

① ZEH・LCCM住宅

□ 補助対象機器の設置等に係る工事請負契約書の写し

【ポイント】

- お客様控えの契約書であること
 - 契約者名（申請者名）と契約事業者名の記載があること
 - 収入印紙が貼られ消印されていること
- ※電子契約の場合は、併せて契約に係る電子証明書の写しをご提出ください

- 補助対象機器を設置する住所の記載があること
- 設置する補助対象機器の記載があること

※上記の表記が契約書にない場合は、契約書に付随する明細等を添付してください

※契約書ではなく、注文書と注文請書の場合は注文請書（お客様控え）を契約書の代わりにご提出ください

□ ZEH 住宅またはLCCM住宅購入（改修）に係る領収書の写し

□ 引渡証明書の写し

または様式第1号（その1）添付書類「引渡証明書」

【ポイント】

- 工事施工者または建売販売者の押印（社印）があること

- ZEH 住宅またはLCCM住宅が居住誘導区域または、地区計画区域内に含まれることが確認できる地図（P.7参照）
- 当該機器に対する国・県等の補助金交付決定通知書の写し（補助金を受けている場合のみ）
- その他市長が必要と認める書類

【ZEHのみ】

- 国（環境省）が実施する戸建住宅 ZEH 化支援事業補助金交付額確定通知書の写し
- ZEH マークが記載された BELS 評価書（上記、国 ZEH 補助金を受けていない場合のみ）

【LCCM住宅のみ】

- 国（国土交通省）が実施する LCCM 住宅整備推進事業補助金交付額確定通知書の写し
- LCCM住宅の認定を受けたことが確認できる認定書の写し
（上記、国 ZEH 補助金を受けていない場合のみ）

② 太陽光発電システム

【共通】

□ 補助対象機器の設置等に係る工事請負契約書の写し

【ポイント】

- お客様控えの契約書であること
- 契約者名（申請者名）と契約事業者名の記載があること
- 収入印紙が貼られ消印されていること
 - ※ 電子契約の場合は、併せて契約に係る電子証明書の写しをご提出ください
- 補助対象機器を設置する住所の記載があること
- 設置する補助対象機器の記載があること
- ※上記の表記が契約書にない場合は、契約書に付随する明細等を添付してください
- ※契約書ではなく、注文書と注文請書の場合は注文請書（お客様控え）を契約書の代わりにご提出ください

□ 当該システムの設置に係る領収書の写し

【ポイント】

- 申請者本人を宛名とした領収書の写しであること
- 収入印紙貼り付け済みで消印されていること

□ 電力会社が通知又は発行する買取期間起算日等が記載されている書類等の写し

【ポイント】

下記の4つの内容が全て記載されたものをご提出ください。

- 契約者名（補助金申請者本人名義のもの）
- 契約住所
- 発電設備
- 発電者設備の買取期間起算日または系統連系日
（非FITの場合は系統連系日がわかる書類を必ずご提出ください）
- ◎ 上記の内容を満たした提出書類の例
 - 「購入実績のお知らせサービス～購入電力量のお知らせ～」の写し※
（インターネットから閲覧可能）※東京電力のみ
 - 工程照会画面の写し など

□ 当該システムに係る国が発行する事業計画認定通知の写し

（FIT認定を受けていない場合は、設置する太陽光パネルのカタログ等）

□ モジュールの枚数がわかる配置図

【ポイント】

- 配置図内に申請者名が記載されているものをご提出ください。

□ 法定耐用年数※¹期間満了まで使用することが確認できる書類 ※¹P.21参照 （オンサイトPPAまたはリースモデルのみ）

※ 法定耐用年数（17年）を超える契約期間である場合は不要

【ポイント】

- ・「契約期間満了後、設備を本人に譲渡すること」が記載された契約書類
または
「法定耐用年数期間満了まで使用すること」がわかる記載があり、
申請者の署名（または記名押印）がある書類

※ 市参考様式（法定耐用年数期間満了まで使用すること）または任意様式にて提出してください。

- 当該機器に対する県等の補助金交付決定通知書の写し（補助金を受けている場合のみ）
- その他市長が必要と認める書類

【既築加算】

- 設置する住宅の登記事項証明書，固定資産の評価証明書，固定資産税の課税明細書いずれかの写し
- 余剰電力を市が認定する環境価値を市域に帰属する事業者に販売することが確認できる書類（FIT認定を受けない場合のみ）

【ポイント】

- ◎ 上記の内容を満たした提出書類の例
 - 申請者がインターネット等で確認することができる契約内容のマイページ
 - 電力会社から送信された契約締結のメール画面 など
- ※ いずれも当該電力会社名がわかるもの

③ 定置型蓄電池

- 補助対象機器の設置等に係る工事請負契約書の写し

【ポイント】

- お客様控えの契約書であること
- 契約者名と契約事業者名の記載があること
- 収入印紙が貼られ消印されていること
- ※ 電子契約の場合は，併せて契約に係る電子証明書の写しをご提出ください
- 補助対象機器を設置する住所の記載があること
- 設置する補助対象機器の記載があること
- ※上記の表記が契約書にない場合は，契約書に付随する明細等を添付してください
- ※契約書ではなく，注文書と注文請書の場合は注文請書（お客様控え）を契約書の代わりにご提出ください

- 当該機器の設置に係る領収書の写し

【ポイント】

- 申請者本人を宛名とした領収書の写しであること
- 収入印紙貼り付け済みで消印されていること

- 電力会社が通知又は発行する買取期間起算日等が記載されている書類等の写し

【ポイント】

下記の4つの内容が全て記載されたものをご提出ください。

- 契約者名（補助金申請者本人名義のもの）
- 契約住所
- 発電設備
- 発電者設備の買取期間起算日または系統連系日
- ◎ 上記の内容を満たした提出書類の例
 - 「購入実績のお知らせサービス～購入電力量のお知らせ～」の写し※（インターネットから閲覧可能）※東京電力のみ

- 「購入電力量のお知らせ（電力会社が発行）」の写し
- 電力会社から送信されたメール画面 など

□ **当該機器の保証書の写し**

【ポイント】

- お客様控えの写しであること
- 以下の事項が記載されていること
 - ・ 申請者氏名
 - ・ 保証開始日
 - ・ メーカー名
 - ・ 型式（機器本体）

※ 保証書に型式が記載されていない場合は、型式が確認できる部分を撮影した機器本体の写真を添付してください

□ **太陽光発電システムと直接連系していることが確認できる書類**

【ポイント】

下記の4つの内容が全て記載されているものを提出してください。

- 申請者名
- 太陽光発電システム
- 定置型蓄電池
- 住宅（分電盤）
- ◎ 上記の内容を満たした提出書類の例
 - 単線結線図などの電気配線図

□ **設置しようとする機器の型式及び仕様等が確認できる書類**

【ポイント】

設置する補助対象機器のパンフレット等、下記の3つの内容が記載されたものをご提出ください。

- メーカー名
- 型式
- 定格容量（蓄電容量）

□ **当該機器に対する国等の補助金交付決定通知書の写し（補助金を受けている場合のみ）**

【ポイント】

交付決定通知書に蓄電池以外の補助金が合算され記載されている場合は、補助金受領者名、住所、蓄電池分の補助金額が分かる書類を併せてご提出ください。

□ **その他市長が必要と認める書類**

④ 燃料電池(エネファーム)

□ **補助対象機器の設置等に係る工事請負契約書の写し**

【ポイント】

- お客様控えの契約書であること
- 契約者名（申請者名）と契約事業者名の記載があること
- 収入印紙が貼られ消印されていること

※ 電子契約の場合は、併せて契約に係る電子証明書の写しをご提出ください

補助対象機器を設置する住所の記載があること

設置する補助対象機器の記載があること

※上記の表記が契約書にない場合は、契約書に付随する明細等を添付してください

※契約書ではなく、注文書と注文請書の場合は注文請書（お客様控え）を契約書の代わりとしてご提出ください。

当該機器の設置に係る領収書の写し

【ポイント】

申請者本人を宛名とした領収書の写しであること

収入印紙貼り付け済みで消印されていること

当該機器の保証書の写し

【ポイント】

お客様控えの写しであること

以下の事項が記載されていること

- ・ 申請者氏名
- ・ 保証開始日
- ・ メーカー名
- ・ 型式（機器本体）

※ 保証書に型式が記載されていない場合は、本体全体の写真に加え型式が確認できる部分をアップで撮影した写真を添付してください。

その他市長が必要と認める書類

⑤ 給電性能を備えたBEV

補助対象機器の注文書の写し

【ポイント】

お客様控えの契約書であること

契約者名（申請者名）と契約事業者名の記載があること

収入印紙が貼られ消印されていること

※ 電子契約の場合は、併せて契約に係る電子証明書の写しをご提出ください

補助対象機器を設置する住所の記載があること

設置する補助対象機器の記載があること

※ 契約書ではなく、注文書と注文請書の場合は注文請書（お客様控え）を契約書の代わりにご提出ください。

当該自動車の購入に係る領収書の写し

（クレジット払い等で領収書が発行されない場合は、支払総額がわかるクレジット契約書等の写し）

【ポイント】

申請者本人を宛名とした領収書の写しであること

収入印紙貼り付け済みで消印されていること

□ 当該自動車の自動車検査証の写し

【ポイント】

- 車両登録年月日と初度登録年月の年月が一致していること

□ 当該自動車に対する国等の補助金交付決定通知書の写し（補助金を受けている場合のみ）

□ 法定耐用年数※期間満了まで使用することが確認できる書類 ※ P. 2 1 参照
（残価設定型クレジットまたはリースモデルのみ）

【ポイント】

- ① 契約期間が法定耐用年数以上の場合
 - ・ クレジット契約書等（申請者氏名，購入車種，契約期間が記載されていること）
- ② 契約期間が法定耐用年数未満の場合
 - ・ 「契約期間満了後，設備を本人に譲渡すること」が記載された契約書類
または
「法定耐用年数期間満了まで使用すること」がわかる記載があり，
申請者の署名（または記名押印）がある書類
 - ※ 市参考様式（法定耐用年数期間満了まで使用すること）または任意様式にてご提出ください。

□ 給電性能（AC または DC 外部給電機能）を有していることがわかる書類

※市 HP 掲載の補助対象 B E V 一覧に掲載がない車種を申請する場合のみ

【掲載ページ URL : <https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/kankyo/1034538/ondanka/1040207.html>】

【ポイント】

- AC または DC 外部給電機能により，電化製品等への電力の供給が可能であることがわかること（カタログや仕様書等）

□ その他市長が必要と認める書類

⑥ HEMS

□ 補助対象機器の設置等に係る工事請負契約書の写し

【ポイント】

- お客様控えの契約書であること
- 契約者名と契約事業者名の記載があること
- 収入印紙が貼られ消印されていること
 - ※ 電子契約の場合は，併せて契約に係る電子証明書の写しをご提出ください
- 補助対象機器を設置する住所の記載があること
- 設置する補助対象機器の記載があること
- ※ 上記の表記が契約書にない場合は，契約書に付随する明細等を添付してください
- ※ 契約書ではなく，注文書と注文請書の場合は注文請書（お客様控え）を契約書の代わりにご提出ください

□ **当該機器の設置に係る領収書の写し**

【ポイント】

- 申請者本人を宛名とした領収書の写しであること
- 収入印紙貼り付け済みで消印されていること

□ **当該機器の保証書の写し**

【ポイント】

- お客様控えの写しであること
- 以下の事項が記載されていること
 - ・ 申請者氏名
 - ・ 保証開始日
 - ・ メーカー名
 - ・ 型式（機器本体）

※ 保証書に型式が記載されていない場合は、型式が確認できる部分を撮影した機器本体の写真を添付してください。

□ **設置しようとする機器の型式及び仕様等が確認できる書類**

【ポイント】

設置する補助対象機器のパンフレット等、下記の2つの内容が記載されたものをご提出ください。

- メーカー名
- 型式

□ **太陽光発電設備及び定置型蓄電池が設置されていることが確認できる書類の写し**

【ポイント】

下記の4つの内容が全て記載されているものを提出してください。

- 申請者名
- 太陽光発電システム
- 定置型蓄電池
- 住宅（分電盤）
- ◎ 上記の内容を満たした提出書類の例
 - 単線結線図などの電気配線図

□ **当該機器に対する国等の補助金交付決定通知書の写し（補助金を受けている場合のみ）**

【ポイント】

交付決定通知書にH E M S以外の補助金が合算され記載されている場合は、補助金受領者名、住所、H E M S分の補助金額が分かる書類を併せてご提出ください。

□ **その他市長が必要と認める書類**

(2) 交付請求（申請者作成）

●申請のタイミング

交付申請兼実績報告書の申請時に交付請求書も提出してください。

●提出する書類

- 様式第2号 交付請求書
- 振込先となる通帳の写し等（申請者名義のもの）

【通帳の写し等を提出する際のポイント】

下記内容が確認できるものを添付してください。

- 金融機関名（銀行コード）
- 支店名（支店コード）
- 口座番号
- 口座名義人（カタカナ）

※ ネット銀行など通帳がない場合は、上記情報が確認できるキャッシュカードの写しまたはインターネットの会員ページの写し等を提出してください。

(3) 交付決定通知書の送付・補助金の支払（宇都宮市の手続き）

●交付決定通知書の発送

交付申請兼実績報告書の審査により、補助要件を満たしていることを確認した後、「交付決定通知書」を申請者へ送付します。要件を満たしていない場合、不交付決定通知書を申請者へ送付します。

●補助金の支払いに関する注意事項

交付決定通知書の発送後、「交付請求書」に記載の金融機関口座に補助金を振り込みます。
なお、振込通知書等は送付しませんので、通帳等での確認をお願いします。

※補助金お支払時期：提出した書類に不備等がない場合、提出から約2か月後

5. 処分の制限について

この補助金の対象となった設備を、以下の期間に処分（※）する場合は、事前に市の承認を受ける必要があります。

※「処分」とは、補助金の交付の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸与、廃棄又は担保に供すること等を指します。

補助対象機器		法定耐用年数
Z E H		6年
L C C M住宅		10年
太陽光発電システム		17年
定置型蓄電池		6年
燃料電池（エネファーム）		6年
給電性能を備えたB E V	普通自動車	6年
	軽自動車	4年
H E M S		6年

上記期間中にやむを得ず処分する必要が生じた場合は、事前に相談の上、「宇都宮市家庭向け脱炭素化促進補助金財産処分承認申請書（様式第3号）」を提出してください。

なお、処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合においては、返還金額の全部又は一部を免除することがあります。

6. よくあるご質問（FAQ）

（1）よくあるご質問

	質問	回答
1	補助金の申請に期限などはありますか？	期限があります。 申請する機器の補助基準となる事業完了日から1年を経過した日までに全ての書類を提出いただく必要があります。 ※詳細については、P.9「申請期限」をご覧ください。
2	クレジットカードで決済したため領収書が出ない場合にはどうすれば良いですか？	住宅ローンやクレジットカード支払いのため、領収書が発行できない場合には、領収書の代わりとして、代金を受領したことが分かる書類（書式は任意。但し、社印付きのもの）を作成し、添付してください。

（2）全般的な事項

	質問	回答
1	令和6年4月1日に契約し、令和7年4月1日以降に事業完了する場合は対象になりますか？	令和6年度の補助金の対象になります。 また、申請できる期間は事業完了日から1年間です。
2	補助対象機器導入の契約日が令和6年3月31日以前の場合は、補助対象になりますか？	令和5年度家庭向け脱炭素化促進補助金の対象になります。 （令和7年度以降も補助金の申請を受け付けています）
3	太陽光発電システムを無料設置してもらった場合には補助金を受けることができますか？	対象になりません。
4	複数の機器に対しての補助金は申請できますか？	申請できます。 申請するそれぞれの機器の補助要件を満たしていれば申請できます。但し、「ZEH・LCCM住宅」、「太陽光発電システム」はいずれか一つのみ申請が可能です。
5	複数の機器の申請を別々にすることはできますか？ (例：太陽光発電システムのみを申請し、後日、蓄電池の補助金を追加で申請する場合)	申請できます。 但し、定置型蓄電池は太陽光発電システムを導入後に申請していただく必要があります。

6	国の補助金を申請していますが、重複して宇都宮市の補助金を申請することはできますか？	申請できます。 但し、国等から受け取る補助金は、補助対象経費から控除していただく必要があります。
7	栃木県の補助金を申請していますが、重複して宇都宮市の補助金を申請することはできますか？	申請できます。 但し、栃木県から受け取る補助金は、補助対象経費から控除していただく必要があります。また、県の補助要件により「みやCO2バイバイプロジェクト」への参加はできなくなりますので、参加申請書等の提出は不要です。
8	複数の機器を同時に申請する予定ですが、申請書類を一つにまとめて申請することは可能ですか？	一部条件がありますが可能です。 申請できる期間が重複していることや添付する書類が全て準備できる状況であれば可能です。
9	申請書類はどこで入手できますか？	宇都宮市役所 12 階環境創造課の窓口もしくは市 HP からダウンロードできます。 【市 HP】 ページ I D : 1040207 【URL】 https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/kankyo/1034538/ondanka/1040207.html
10	出張所や地区市民センターなどでも申請書類を受け付けてもらえますか？	受け付けできません。 提出方法は P.9 をご確認ください。
11	窓口で申請書の書き方を教えてもらうことはできますか？	可能です。
12	家にプリンターがないので、電子データで提出することは可能ですか？	5月中旬から宇都宮市電子申請共通システムでの申請が可能ですので、ご利用ください。
13	補助対象機器を中古で購入する場合は補助対象になりますか？	対象になりません。
14	P P A ・リース契約の場合、契約期間が法定耐用年数より短い場合でも補助を受けることはできますか？	契約期間が法定耐用年数より短い場合でも、法定耐用年数期間満了まで使用することが確認できれば補助の対象になります。

(3) Z E Hに関すること

	質問	回答
1	国 Z E H 補助金の交付決定通知書を提出していたが、事業完了日が遅れたこと等の理由で国 Z E H 補助金を受給できず補助金交付額確定通知書を受領できなかった場合でも、補助金の対象になりますか？	その場合、B E L S 評価書の写しを補助金交付額確定通知書の代わりに提出していただければ対象になります。
2	Z E H, L C C M 住宅の補助金を申請する際、他の補助対象機器と合わせて申請することは可能ですか？	可能です。ただし、「① Z E H・L C C M 住宅」と「② 太陽光発電システム」の補助金を同時に申請することはできませんので、ご注意ください。また、過去に本市の補助事業において「太陽光発電システム」に係る補助金が交付されている方も、Z E H, L C C M 住宅の補助金は申請できません。
3	Nearly Z E H, Z E H Oriented でも申請は可能ですか？	Z E H 補助金の交付申請はできませんが、他の補助対象機器の要件に該当する場合には、他の補助対象機器の申請が可能です。
4	市の Z E H, L C C M 住宅補助金は、住宅取得に関する他の補助制度との併用は可能ですか？	原則可能です。詳細については、環境創造課までお問合せください。
5	「ようこそ宇都宮へ マイホーム取得支援事業補助金」と、市の Z E H 補助金の両方を受給することは可能ですか？	可能です。ただし、「ようこそ宇都宮へ マイホーム取得支援事業補助金」は、国 Z E H 補助金等と同時に受給することはできませんので、ご注意ください。「ようこそ宇都宮へ マイホーム取得支援事業補助金」については、住宅政策課にお問合せください。
6	Z E H, L C C M 住宅設置場所が一部でも居住誘導区域または、地区計画区域内に含まれていれば補助の対象になりますか？	一部でも居住誘導区域または、地区計画区域内に含まれていれば補助の対象になります。

(4) 太陽光発電システムに関すること

	質問	回答
1	10kW以上の設置を予定しています。余剰売電であれば補助対象になりますか？	補助対象になります。
2	前年度に電力会社と連系したものは対象となりますか？	太陽光発電システム導入に係る契約締結日が令和7年3月31日までの場合、令和6年度補助金の対象に、令和6年3月31日までの場合は令和5年度補助金の対象となります。申請可能期間は連系開始日から1年を経過した日までです。
3	太陽光発電システムの増設は補助金の対象となりますか？	増設は対象になりません。 自ら居住する住宅に未使用品の太陽光発電システムを新たに設置し、新規で電力会社と連系するものに限ります。
4	店舗兼住宅に設置した場合、申請することはできますか？	一部条件がありますが、申請できます。 店舗兼住宅の場合は、太陽光発電システムに係る契約が申請者個人の契約であり、なおかつ、申請する店舗兼住宅に居住（住民票がある）していることが条件です。
5	インターネットで閲覧する「購入電力量のお知らせサービス～購入電力量のお知らせ～」は、印刷したものではなく、写真を撮って印刷したものでも申請することはできますか？	申請できます。但し、必要事項が確認できるように写真を撮影していただくことが必要です。 ※詳細については、P12「④太陽光発電システム」をご覧ください。
6	太陽光発電システムの補助金申請の際、市に提出する書類（様式第1号～2号）と契約書、領収書、当該システムに係る国が発行する事業計画の認定通知の写しや、銀行口座などの名義は全て申請者でなくても問題ないですか？	いいえ。全ての書類・振込先の名義が、申請者本人である必要があります。
7	市のZEH補助金を受給したことがありますが、太陽光発電システムの補助金は申請できますか？	申請できません。「①ZEH」と「②太陽光発電システム」の補助金を同時に申請することはできませんのでご注意ください。また、過去に本市の補助事業において「ZEH」に係る補助金が交付されている方も、太陽光発電システムの補助金は申請できません。

8	既築加算はどのような場合に対象になりますか？	設備導入に係る契約締結日が、登記簿謄本に建物の登録がされた日又は住宅に対する課税がされた日以降である場合補助の対象になります。
---	------------------------	---

(5) 定置型蓄電池に関すること

	質問	回答
1	コンセントから直接充電し、蓄電池にあるコンセントから電気を利用する蓄電池は補助の申請をできますか？	<p>できません。</p> <p>定置型蓄電池の補助対象機器としての条件である「停電時に太陽光発電システムから直接充電でき、分電盤を介して自宅に電気を供給できるものであること。」を満たすことができないためです。</p>
2	定置型蓄電池を先に導入し、後で太陽光発電システムを導入する場合でも、定置型蓄電池の補助金申請をすることはできますか？	<p>申請できます。</p> <p>ただし、太陽光発電システムを導入後に定置型蓄電池を申請していただく必要があります。</p>
3	太陽光発電システムと直接連携していることを確認する書類はどのようなものですか？	<p>電力会社へ提出している「単線結線図」を想定しております。提出しているものとは別に単線結線図を作成していただいても問題ありませんが、誰の家の単線結線図なのか分かるように作成してください。</p>
4	補助対象経費となる設置工事に係る費用にはどのようなものが含まれますか？	<ul style="list-style-type: none"> ■ 含まれるもの <ul style="list-style-type: none"> ▪ 配線 ▪ 配線器具の購入費 ▪ 電気工事 等 ■ 含まれないもの <ul style="list-style-type: none"> ▪ 書類作成費 ▪ 配線器具等の運搬費 等 <p>ご不明点がある場合には事前にご相談ください。</p>

(6) 燃料電池に関すること

	質問	回答
1	申請をするにあたり機器の設置に係る契約書が無い場合にはどうすればよいですか？	契約書等が無い場合には、申請者が間違いなく補助対象機器を発注していることがわかる任意の書類を、工事請負事業者と作成し、提出してください。

(7) 給電性能を備えたBEVに関すること

	質問	回答
1	中古（新古車含む）で購入した車両は補助の対象になりますか？	対象になりません。
2	給電性能のない車種は対象になりますか？	対象になりません。外部給電機能（車載コンセント等により、電化製品等への電力の供給が可能なもの）が標準装備、又はメーカーオプション設定で装備した車両のみが対象となります。
3	PHV（PHEV、プラグインハイブリッド自動車）やFCV（燃料電池自動車）は対象になりますか？	対象になりません。
4	EVの購入にあたり、残価設定型クレジットまたはリースモデルで契約したものについては、補助対象となりますか？	残価設定型クレジットまたはリースモデルでのご契約については、法定耐用年数期間満了まで使用することが確認できる書類を提出すれば対象となります。
5	市HPに掲載されている「補助対象BEV一覧」に掲載がない車種は補助対象外ですか？	一覧に掲載されていない車種でも、国CEV補助金の対象電気自動車であり、ACまたはDC外部給電機能を有していれば対象となります。外部給電機能を有していることがわかる書類を提出いただくことでご申請が可能です。

(8) HEMSに関すること

	質問	回答
1	申請をするにあたり機器の設置に係る契約書が無い場合にはどうすればよいですか？	契約書等が無い場合には、申請者が間違いなく補助対象機器を発注していることがわかる任意の書類を、工事請負事業者と作成し、提出してください。

(9) 電子申請に関すること

	質問	回答
1	宇都宮市電子申請共通システムの利用に当たって、利用者の新規登録は必要ですか？	必要です。登録時に設定されたメールアドレスに通知が届きますので、登録をお願いいたします。
2	事業者による代理での申請は可能ですか？	可能です。事業者の方が宇都宮市電子申請共通システムで事業者として登録していただき、申請者本人の申請内容を入力してください。
3	個人と事業者のどちらで利用者登録すればよいですか？	事業者が代理申請を行う場合は、事業者としての登録をお願いします。
4	申請状況等については、どこで確認できますか？	宇都宮市電子申請共通システムのマイページ内の「申請状況のお知らせ」からご確認できます。
5	電子申請の申請方法がわかりません	市ホームページに掲載している「電子申請のご案内」及び「電子申請の手順について」にてご案内しておりますので、ご確認ください。 【URL】 https://www.city.utsunomiya.lg.jp/shisei/service/1028655.html

お問合せ先

〒320-8540 宇都宮市旭 1 - 1 - 5

宇都宮市環境部 環境創造課 (宇都宮市役所 1 2 階)

TEL 028-632-2408

- ※ 月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- ※ 様式等は、環境創造課で配布しているほか、市ホームページからダウンロードすることができます。